

当県では、多重債務関係の相談が減少傾向にある状況。要因として考えられる一つに、各機関（各行政、法テラス、弁護士会、司法書士会等）でも無料相談会を毎月（毎日）のように開催していることが考えられる。

多重債務については、相談件数自体がピーク時の1/4以下になっており、かつてほどの大きな社会問題とは言えなくなっているが、依然として相談件数の上位にあることから、引き続きながしかの啓発活動は必要であるものとする。しかしながら、現在持ち込まれる相談は、自己破産が前提となっている事例多く、生活保護を除けば、現行のセーフティネットがどこまで機能できるか大いに疑問が残る。改正貸金業法完全施行が功を奏しつつあり、については、今後は消費者教育等の観点からの多重債務にさせない啓発、教育等に対策の力点をシフトさせていくべきではないか。

以下の理由から、キャンペーンにおける相談会の実施方法を見直す段階にきていると感じる。

- ①改正貸金業法の施行により、多重債務相談件数が着実に減少しているため。
- ②身近な消費生活相談窓口で多重債務相談を受けられる体制が整備されたため。

多重債務者相談の件数は減少している。また、多重債務者相談の内容が従来の5社以上からの借入による多重債務に係るものではなく、給料の減少などの原因による生活困窮や住宅ローンの返済困難など、消費生活ではなく福祉、労働問題に変わってきている。

- ・多重債務相談は減ったが、ヤミ金の相談が警察から回されてくる場合がある。ヤミ金の相談を金融庁の相談窓口で受けてもらえるか。
- ・総量規制の対象外と書かれた銀行からの借り入れの報告が気になる。多重債務で借り入れ可能と言わんばかり。貸金業以外の借り入れやクレジットカードのショッピングも含めた包括的規制を考えていただきたい。

多重債務相談が減少傾向にあるなか、相談に訪れることのない、「潜在的な需用」を、どのように掘り起こしていくかが課題。

多重債務者相談の件数は減少しているが、多重債務問題に苦しむ人は多いと思われるため、どのように周知するのが効果的か教えて欲しい。

大阪府では、常設の相談窓口「大阪府再チャレンジ支援プラザ（お金の悩み相談室）」を設置し、日々、相談対応に当たっているため、多重債務者相談強化キャンペーン期間において、無料相談会は行っていない。

無料相談会は継続すべきであると考えているが、当県は年々相談件数が減少している。そのため、多重債務に限らず金銭問題を広く扱えるような相談会を開催するのが望ましいと考える。

共催団体等が開催する無料相談会も充実し、今回の無料相談会も相談者が少なかったため、常時の相談対応のみでいいと思われる。

無料法律相談会については、弁護士会、司法書士会の協力のもとで実施しており、今後のあり方等については、両会と協議の上で方向性を定める必要があると考えている。

現状は、相談対策ではなく貧困対策が求められている。金融庁は厚生労働省と協働し、生活再生に向けた福祉施策を進めるべきと考える。